

新興感染症対応力強化事業（感染症指定医療機関施設整備補助事業）についてのQ&A

出典：厚生労働省 地域ブロック会議における質問事項

※令和6年度事業実施時の国Q&Aを基に作成していますので、今後国の考えが追加で示された場合は変更の可能性あります。

No	分野	質問	回答
1	共通	新興感染症対応力強化事業は令和7年度中に整備を完了する必要があるのか。	令和7年度補正予算による本事業は、8年度に繰越して実施することを予定しているため、8年度中に完了させる必要があります。 令和9年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。 当県では本事業は令和9年2月28日までに完了させる必要があります。
2	共通	事業実施はいつから行えるのか。	内示後に着手できます。（内示は6月頃の予定） 病室の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備とともに内示以降に実施する事業が補助対象となります。
3	共通	整備事業期間の着工とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか。	一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。
4	共通	事業の種別とは何を指すのでしょうか。	今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。
5	共通	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあるのか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
6	個室整備	個室の整備としてトイレのみの整備等についても補助対象となるのか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
7	個室整備	個室の整備として専用の陰圧装置、空調設備等付属設備の整備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいのか？その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいのか？	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置等のみ整備する場合は本事業の対象外です。
8	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫については、物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
9	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設整備として、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。
10	個人防護具保管庫	「個人防護具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えていますが、間違いありませんでしょうか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
11	個人防護具保管庫	施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲（協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ）です。
12	個人防護具保管庫	保管庫を移設させることが判明している場合、補助の対象とはならないか。	施設の耐用年数未済で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分手続きが必要となり、補助金の一部を返還してもらう場合があります。
13	個人防護具保管庫	個人防護具保管スペース確保のための建物改修について、天井下に枠を設けるような改修は、施設整備に該当するのでしょうか？	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行う場合は、施設整備費補助金の対象となります。
14	個人防護具保管庫	現在、CT室として機械を設置している部屋について、新興感染症への備えも含め、CTを撤去し、発熱外来用と個人防護具の保管スペースに改修することを検討している医療機関がございます。CTの撤去工事と保管スペース確保のためのパーテーション設置を考えている一方で、パーテーションは物品購入に近いと思われるので、補助対象とするのは難しいでしょうか。一方、CTの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となると考えますが、いかがでしょうか。また、その場合は撤去工事費用全体のうち、発熱外来と保管スペースの面積により按分して対象となりますでしょうか。	建物工事として整備するのであれば、補助対象となります。 CTの撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、機器の撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になると考えます。 補助対象は、全体から保管スペースとして整備する面積を按分した金額になると考えています。
15	共通	内示後着手可能とのことですが、内示前に医療機関が入札を済ませておくことは可能でしょうか？（契約は内示後）	内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能です。
16	個室整備	個室整備について、2床室あるいは4床室において、トイレ・バスの整備や陰圧化を行うための工事については、補助対象として差し支えないでしょうか（結果的に感染症患者をそこで複数人入院させるという想定です）	個室整備について、2床室や4床室であっても、新興感染症発生・まん延時において、感染症患者専用の病室とする場合には、トイレ、バス等を整備することは可能です。
17	共通	新興感染症対応力強化事業の施設整備補助で、発熱外来を整備（建設）することは対象でしょうか。	発熱外来の建設は、補助対象にはなりません。施設整備の補助対象は、病室の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備となります。
18	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の整備につきまして、今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修（整備）したいが、補助対象になりますでしょうか。	個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。

新興感染症対応力強化事業（感染症指定医療機関施設整備補助事業）についてのQ&A

出典：厚生労働省 地域ブロック会議における質問事項

※令和6年度事業実施時の国Q&Aを基に作成していますので、今後国の考えが追加で示された場合は変更の可能性がります。

No	分野	質問	回答
19	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫のための施設改修を想定しており、具体的には、機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。 ついでに、次の内容について、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるかご教示ください。 1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置 2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの）	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。
20	個室整備	前室（個室と廊下の間の部屋）の改築も対象となるか。	前室も補助対象となります。
21	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助の対象としてよいのか。	整地費用は補助対象となりません。
22	個室整備	「病室の感染対策に係る整備」について、医療機関より、現在4人床の病室の個室化を検討しているが、個室2室しかとることができない。そのため感染時には個室（1床×2室）で使うが、病床の返上を避けるため、平時は2床室（2床×2室）として利用したいとの相談がありました。このような運用を行う場合でも、補助の対象になるのでしょうか。また補助の対象となる場合、補助額は2室分として計算するということでしょうか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。また、当該事例については2室分の補助額で計算します。
23	個室整備	「病室の感染対策に係る整備」について、補助を受けて整備した病室の協定締結について、例外対応が認められないか医療機関より質問がありましたのでご教示ください。 【医療機関の状況】 ・現在、本棟の病床で協定締結の協議を進めているが、今後、感染症用に別棟を新築する計画がある。 ・別棟の工事はR6年度には間に合わないため、本棟の協定締結予定の病床を、R6年度の補助を受けて個室整備したい。 ・しかし、今後、別棟の建築が完了した場合、感染症用の病床は別棟にまよめたいと考えている。 【質問】 ・この補助を受けて本棟の個室整備をした場合、その病室は新興感染症対応に使い続けなければならず、別棟に感染症用の病床をまよめることができなくなってしまうのか。 ・例えば本棟で補助を受けて整備した病床と同数の病床を、別棟で用意し協定を締結しなおすことで、本棟で補助を受けた病床については、協定を解除することはできないか。 ・別棟は補助を受けずに整備し、かわりとなる協定締結病床を用意したとしても、本棟で補助を受けた整備した病床の協定は解除できないか。（本棟・別棟両方の病床を新興感染症対応力強化事業の補助を受けて整備した場合は、両方の病床で協定を締結しないといけないと思われる。）	・新興感染症発生・まん延時への備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に感染症用の病床として使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、場合によっては補助金を返還していただくこととなります。 ・協定においては患者を受け入れる病床を定める必要はありませんので、補助を受けずに整備する別棟での受け入れも当然可能ですが、補助を受けて整備した病室については受け入れに使用する必要があります。
24	個人防護具保管庫	医療機関より、個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用も補助対象経費になるか相談がありました。 今回の補助対象は工事費又は工事請負費であり、建築確認申請にかかる費用は対象経費にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。
25	個人防護具保管庫	・PPEの保管施設の整備について、複数の施設から、新たな事務所・病棟等の新規建築を予定しており、その建物の内部にPPE保管場所を設けるにあたり補助事業を活用したいとの相談が寄せられています。 ・建物ごと新築工事を行う場合であっても、そのうちPPE保管場所の工事部分については補助対象となると考えてよろしいでしょうか。	個人防護具保管施設については、協定締結医療機関に整備する場合には、新設する場合であっても補助対象となります。
26	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の整備事業について、物置を転倒防止工事（アンカー工事）により設置する場合で、その物置が建築物に該当することを事業者から市町村に確認がとれている場合、その工事費と物置の費用は補助の対象と考えるとよろしいでしょうか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、建物整備の工事に要する費用が補助対象となります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
27	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫の設置にあたって、設置スペースの都合上、現存するプレハブ倉庫を撤去して、保管庫を設置しようとする場合、撤去費用も事業の対象経費となるか。	撤去費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を撤去する場合は補助対象となります。
28	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となることですが、対象面積は必ずしも建物床面積とイコールとはならないという認識でよろしいでしょうか。また個人防護具保管庫に棚を設置するにあたり、既にある棚等を廃棄する必要がある場合、廃棄費用は補助対象となるのでしょうか。廃棄費用が、建物「改修」に含まれるのかをご教示ください。	補助対象となる面積は、建物床面積ではなく、改修を行う面積です。 また、廃棄費用のみであれば対象外ですが、改修のために建物内の廃棄物を処理する場合の費用は補助対象となります。
29	個室整備	協定上の患者最大受入数15床を12室（病床としては40床分）で受け入れる想定をしている場合、12室のうち多床室があった場合でも、12室全ての整備は補助対象となる認識で良いでしょうか。	感染症発生・まん延時において、感染者を受け入れる病室の場合には補助対象となります。
30	個人防護具保管庫	診療所が入っている部屋を物置として運用するためのリフォーム工事（既存構造物の取り壊し・棚設置等）は補助対象になりますか？ その際の対象の部屋は、診療所内・隣接する居宅のどちらでも大丈夫でしょうか？	診療所内に個人防護具保管スペースを整備する場合には補助対象となり得ます。 なお、本補助事業は、協定締結医療機関への補助であり、居宅を整備することはできません。
31	個人防護具保管庫	補助金の額について 対象面積1㎡あたり239,300円とあるが、他の要件はないか（高さ・個数等）	交付要綱に示す通り、1㎡当たりの基準額のみです。
32	個人防護具保管庫	設置場所について 必ず病院と隣接、敷地内に設置していないといけないか。（多少離れていてもいいのであればどれくらいまでならいいのか）	当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、具体的な事例がある場合には、個別にご相談ください。
33	個人防護具保管庫	既存の屋外倉庫の物品保管庫への内装改修工事については、建物整備の工事に該当する場合は補助対象であると考えると良いでしょうか。	既存の屋外倉庫について、美装を目的とした整備ではなく、内装を改修しなければ個人防護具を保管できない場合には、補助対象となり得ます。
34	個室整備	陰圧装置のある部屋の陰圧度向上のためのドアの取り換え工事については感染対策の向上が期待されるため、補助対象になると認識して良いでしょうか。	病室のドアの取り換えを行わなければ陰圧を保つことができないなど、感染対策向上につながる改修の場合には補助対象となり得ます。
35	個人防護具保管庫	A部屋を個人防護具保管施設として改修するにあたり、A部屋の機能をB部屋に移す必要があるケースがございます。その場合、B部屋の工事費は対象外という認識で相違ないでしょうか。	B部屋は個人防護具保管施設ではないため、補助対象とはなりません。
36	個人防護具保管庫	本件補助対象として、「個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」が該当するとなっておりますが、「工事費」の考え方として、例えば、診療所や薬局の休憩室や待合室等の開いている空間を間仕切り、収納棚などを設置して個人防護具保管施設として改修することも含まれると考えてよいでしょうか。	個人防護具保管スペース確保のための建物改修の場合には補助対象となり得ます。
37	個人防護具保管庫	建築確認等を伴わない単なるリフォーム（例えば、壁を塗ったり、扉を付けて施錠する等）により個人防護具保管施設として整備することは補助の対象となると考えてよいでしょうか。	壁面塗装や扉の施錠等の改修をしなければ、個人防護具を保管することができない場合には、補助対象となり得ます。
38	個人防護具保管庫	床下収納を増設し、備蓄場所とする改修は補助の対象となるのでしょうか。	床下に個人防護具保管スペースを確保する場合には、補助対象となり得ます。
39	個人防護具保管庫	壁面などに備蓄庫を備え付ける工事は補助の対象となるのでしょうか。その場合、備蓄庫は工事代に含めてよいでしょうか。	「工事または工事請負費」として整理することは可能です。

※令和6年度事業実施時の国Q&Aを基に作成していますので、今後国の考えが追加で示された場合は変更の可能性がります。

No	分野	質問	回答
40	個人防護具保管庫	「物置であっても土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する必要がある」とありますが、例えば物置やユニットハウス（以下「倉庫等」という。）を敷地内等に設置する場合、補助対象となるのは土台の建築費のみでしょうか。あるいは、建築した土台の上に設置する倉庫の本体費用も補助対象となるのでしょうか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
41	個人防護具保管庫	診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地（診療所や薬局経営者の所有地）に個人防護具保管施設を整備する場合、本件補助の対象となるでしょうか。 また診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地（賃貸）に個人防護具保管施設を整備する場合についても、本件補助の対象となるでしょうか。	当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、具体的な事例がある場合には、個別にご相談ください。
42	個人防護具保管庫	敷地外の賃貸物件の敷地やマンション等の賃貸物件を借り上げて個人防護具保管施設として使用するのとは本件補助の対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、賃貸物件の改修費用は補助対象となりません。
43	個室整備	感染対策のため、パーテーションにより病室に前室を設置する工事は、施設整備の「病室の感染対策に係る整備」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	パーテーションの設置が工事を伴うのであれば、補助の対象となり得ます。
44	個室整備	・施設整備の「病室の感染対策に係る整備」について、病室を陰圧対応するために、幹線動力設備工事を伴うことが不可欠な場合、幹線動力設備工事は附帯工事として補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。 ・また、病室を陰圧対応下で運用するためには、ナースコールと自動火災報知設備の付け替え工事が不可欠であり、病室を陰圧対応するための工事と併せてこれらの付け替え工事を行う場合、これらの工事も附帯工事として補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。	いずれの工事も、病室を陰圧対応するための建物工事と一体として不可欠であると認められる場合には対象となります。
45	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の新築工事にあたり、消防法に基づき消防設備工事が不可欠の場合、その工事費は附帯工事として補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。 消防設備工事が附帯工事に該当する場合であっても、消防申請立合費等の手続きにかかる費用は補助対象外と考えてよろしいでしょうか。	消防設備工事が不可欠な場合、かつ、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ます。ただし、その場合であっても、手続きに係る費用は補助対象外となります。
46	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の建築に当たり必要不可欠となる地盤調査費、測量費、既存不適格建物調査費等の調査費用は、工事そのものではなく手続きに係る費用と考えられることから、補助対象外と考えてよろしいでしょうか。	調査費用は補助対象外となります。
47	個人防護具保管庫	既存の保管庫が老朽化して雨漏りかかっているため新築ではなく改修を行いたい、補助の対象になるのか？	単なる老朽化を理由とした改修工事は補助対象外となります。
48	個人防護具保管庫	診療所内のある部屋を個人防護具の備蓄のための物置として運用するためのリフォーム工事（既存構造物の取り壊し・棚設置等）は補助対象になるか？ その際の部屋は、診療所内・隣接する居宅のどちらでも補助対象となるか？	協定締結医療機関内で改修工事を行うのであれば補助対象ですが、医療機関でない居住スペースは補助対象とはなりません。
49	個人防護具保管庫	設置場所について「初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合には、個別にご相談ください。」とあるが、どの程度までであれば、離れていても補助対象となるのか？	新興感染症の患者を受け入れるにあたり、初動対応に支障を来さない範囲であれば補助対象となり得ると考えます。
50	個人防護具保管庫	既存の院内のスペースや既存の保管庫等の改築又は改修（新築ではなく、例えば、「診療所内にある昔のレントゲン暗室をPPE用倉庫へ転換」、「既存の保管庫の老朽化に伴う雨漏り防止改修」、「既存保管室内の温気対策のための内装工事」、「院内の空きスペースに現存する柱等の撤去工事」、「院内の広いスペースの一部に仕切りを設けることにより、個人防護具の保管スペースを創出」等）に要する費用は、補助の対象となるのか？	個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。ただし、単なる老朽化を理由とした改修は対象とはなりません。
51	個人防護具保管庫	新たに個人防護具のための保管庫を整備するに当たって、既存建物を撤去し、当該場所に設置する場合、既存建物の撤去費用等は補助対象となるか？	撤去費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を撤去する場合は補助対象となります。
52	個人防護具保管庫	防護服保管庫について、保管物品の品質保全のため中に空調設備を設置する場合、その空調設備の購入代金及び設置費用は補助の対象となりますでしょうか。	交付要綱上、補助対象は「個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」と定められております。保管庫の付属設備として一体的に整備する場合であっても、個人防護具の保管に当たり空調設備を設置する必要性が合理的に説明できるのであれば、補助対象となります。
53	共通	以下のいずれかに該当すれば「工事を伴う」場合に該当すると認識していますが、それでよろしいでしょうか？ ・物品購入契約ではなく工事請負契約でなければ契約できない場合。 ・建設業許可業者でなければ実施できない作業を伴う場合。 ・電気配線工事など電気工事士でなければできない作業を伴う場合。 ・建設業法上の「工事」に該当する場合。	少なくとも、以下のいずれかに該当すれば「工事を伴う場合」に該当するもの（施設整備）として差し支えないものと考えます。 ・物品購入契約ではなく工事請負契約でなければ契約できない場合。 ・建設業許可業者でなければ実施できない作業を伴う場合。 ・電気配線工事など電気工事士でなければできない作業を伴う場合。 既存の病室に、簡易陰圧装置のみを設置する場合には、施設整備事業ではなく、設備整備事業（簡易陰圧装置の購入費）としてください。 →本県では設備整備事業を実施しておりません。 個室病室の整備の一環として陰圧装置を設置する場合、交付要綱において「病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）」としていことから、陰圧装置の費用は、個室化の施設整備の一部として取り扱ふべきものと考えます。
54	個人防護具保管庫	「医療機関ではない居住スペースを改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。」とあることにつきまして、病院等の敷地内にある既存の建物（旧職員宿舎、車庫など。医療を行う建物ではない）を保管施設に改修する場合は、補助対象と考えてよろしいでしょうか。（元の用途では使用せず、専ら個人防護具保管施設として使用します。）	個人が所有する建物ではなく、病院が所有する建物（旧職員宿舎、車庫など）を個人防護具保管施設に改修する場合は、補助対象となります。
55	個人防護具保管庫	①診療所に部屋を増築して倉庫を設置する予定としている。増築した部屋（倉庫）のうち、一部の場所のみPPE保管場所に使うことは可能でしょうか。 ②可能な場合、補助対象としてPPE保管場所に使う部分をあらかじめ平面図に明記させるとともに、整備後は、保管庫内でその部分について特定できるよう、テープ・パーテーション等により区分けしておく必要があると考えてよろしいでしょうか。 ③また①で一部の場所のみ使用することが可能な場合、補助対象となる金額は、工事費から対象外経費（事務に係る経費）を差し引いた上で、整備面積全体に占めるPPE保管場所の面積で按分することにより算出すると考えてよろしいでしょうか。	①増築した倉庫内において、他の物品保管スペースとは別に個人防護具の保管スペースとして範囲を特定できる場合には可能です。 ②個人防護具保管スペースが特定できるようにしておく必要があります。 ③②による区画面積に基づき、お示しいただいた方法で算出いただくこととなります。

※令和6年度事業実施時の国Q&Aを基に作成していますので、今後国の考えが追加で示された場合は変更の可能性がります。

No	分野	質問	回答
56	個人防護具保管庫	「医療機関の敷地内に保管するスペースが確保できない場合、当該医療機関の開設者が所有する敷地外の近隣の敷地に設置することは差し支えない。具体事例がある場合、個別に相談ください。」とされていることから、以下の個別事業について、対象となるか相談させてください。 【状況】 医療機関種別：訪問看護事業所 ・賃貸ビルで訪問看護事業所を開設しており、敷地内に保管場所がない。 ・そのため、開設者が所有する、法人登記している住所の敷地内に、保管倉庫を設置したい。 ・訪問看護事業所から保管庫建築予定の敷地までは1.4kmであり、医療機関では有事の際のPPE取り出しには支障がない距離と考えている。 【質問】 上記の場合、敷地外であっても近隣の所有する敷地のため、補助対象になると考えてよろしいでしょうか。	補助対象となり得ると考えます。
57	個人防護具保管庫	訪問看護事業所の個人防護具保管施設につきまして、訪問看護事業所の敷地が狭いことから、開設者を同じくする有料老人ホームの敷地内（もしくは建物内）に保管施設を整備したいという内容です。 ※当該老人ホームの敷地は開設者の所有でなく借地 設置場所が医療機関ではありませんが、開設者の居宅というわけではありません。 また、車で数分の距離であり、感染症対応するに当たって支障はないものと考えられます。	医療指直協定を締結する訪問看護事業所が、当該訪問看護事業所において使用する個人防護具保管施設として、当該法人が所有する土地（有料老人ホームの敷地内）に設置する場合には補助対象となり得ると考えます。 ただし、有料老人ホームの建物を改修して保管施設を整備する場合には、当該改修は、協定締結医療機関（訪問看護事業所）の改修工事ではありませんので、補助対象にはなりません。 なお、有料老人ホームについては「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）等の定めがあります。有料老人ホームの敷地内（もしくは建物内）に個人防護具保管庫の整備を行うことで、これらの定め反することとならないかと御留意ください。
58	個人防護具保管庫	①病院から50mほど離れたところに、同一法人の老人施設があります。病院の敷地内に倉庫を設置することが難しいため、老人施設の敷地内に個人防護具保管のための倉庫を建てるのは補助の対象となるのでしょうか。 ②個人防護具保管のための倉庫の建築をする際、電気系統の工事も付帯する工事として行おうと考えているが、その分は補助の対象となるのでしょうか。	①医療指直協定を締結する医療機関が、当該医療機関において使用する個人防護具保管施設として、当該法人が所有する土地（老人施設の敷地内）に設置する場合には補助対象となり得ると考えます。 ただし、老人施設の建物を改修して保管施設を整備する場合には、当該改修は、協定締結医療機関（病院）の改修工事ではありませんので、補助対象にはなりません。 なお、有料老人ホームについては「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）等の定めがあります。有料老人ホームの敷地内（もしくは建物内）に個人防護具保管庫の整備を行うことで、これらの定め反することとならないかと、老健局へご照会ください。 ②当該電気系統の工事が不可欠である、かつ、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ると考えます。
59	個人防護具保管庫	以下病院からの質問になります。 現在、当院には、発熱外来用のプレハブコンテナが6棟あります。（検査前待機用2棟、検査診察用2棟、検査後待機用2棟でいずれもレンタル契約です）そろそろ撤去を検討しておりますが、今回の補助金を活用して一部買取、平時は防護具の保管施設と使用し、感染症の流行時には、保管施設兼発熱外来として使用できればと考えております。そこで質問ですが、当該プレハブコンテナの買取費用、場所の移設費用及び土地に定着させる工事費用すべてにおいて補助金の対象になると理解して宜しいでしょうか。	交付要綱において、対象経費は「病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」と定めていますので、プレハブコンテナの買取費用や移設費用は補助対象となりません。 医療施設がプレハブコンテナを買い取った上で、個人防護具保管施設として利用するための改修費用については補助対象となり得ると考えます。
60	個人防護具保管庫	物置の設置費用及び物置の費用については、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備すれば対象になると考えてもよいでしょうか。	貴見の通りです。
61	個室整備	個室にトイレを新設する際に、洗面台以外にも酸素や吸引のアウトレットの移設が必要となった場合、その移設費用については、付帯工事として補助対象に該当すると考えてもよいでしょうか。	病室の整備として、当該移設の工事が不可欠である場合は、補助対象となり得ると考えます。
62	個室整備	前室を設置するにあたり、既存のトイレおよびシャワー設備を移設する必要がある場合、付帯工事として補助対象に該当すると考えてもよいでしょうか。	病室の整備として、当該移設の工事が不可欠である場合は、補助対象となり得ると考えます。
63	個室整備	1床室で病室の感染対策に係る整備を行う場合、空調設備の整備工事の考え方について、新興感染症対策に係る必要な整備であればエアコン等についても補助対象と考えてもよいのでしょうか。	新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための感染症対策として病室に空調設備を整備する場合には、「病室の感染対策に係る整備」の補助対象となります。 なお、交付要綱において「病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）」としていることから、個室整備の改修工事の一環として空調設備を整備する場合には補助対象となります。 ただし、空調設備単品を購入する場合には、施設整備事業の補助対象とはなりません。
64	個人防護具保管庫	リネン庫を個人防護具保管庫として活用する予定だが（棚などは設置予定ではない）リネン庫内にある汚物などを洗う便器を撤去する工事は補助対象となるか。	撤去工事のみを行う場合は対象外ですが、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ると考えます。
65	共通	新興感染症対応力強化事業の施設整備事業計画書（様式3-16）について 2. 整備事業概要の現在（㎡）欄には、 現在、「個人防護具保管庫」として使用していればその面積を記載するの、 現在は、「個人防護具保管庫」として使用していないが場所だけあり、その場所を改修して「個人防護具保管庫」として使用していく場合も0㎡ではなく、現在の面積を記載するの、どちらになりますでしょうか。	今回は当該事業にて新規に個人用防護具保管庫を整備するものと考えますので、現在（㎡）欄は空欄で構いません。
66	個室整備	病室の整備について、前室の整備も補助対象になるとのことですが、病室と前室の整備をあわせて行う場合、基準額（1室当たり38,109千円）の算定は、それぞれを1室と考えて、2室分（76,218千円）になりますでしょうか？ それとも病室数ベースで1室分（38,109千円）になりますでしょうか？	病室と前室の整備をあわせて行う場合、1室分（38,109千円）となります。
67	個室整備	医療機関より、病室の整備として、陰圧化とあわせて、高齢者等の入院を想定して、バリアフリーに配慮したトイレや扉に改修する計画が提出されました。バリアフリー自体は感染対策ではありませんが、高齢患者の受け入れ、介助が不要になることによる院内感染防止につながる場合には、補助対象経費に含めることは可能でしょうか？	陰圧化と併せてバリアフリー等の改修を行う場合、特に配慮が必要な患者を受け入れる病床を整備するために必要であり、院内感染防止を含む感染対策に繋がる改修であると説明できる場合には補助対象となり得ると考えます。
68	個室整備	施設整備の病室の感染対策に係る整備につきまして、Q&Aで「トイレのみの整備も補助対象」と示されており、トイレのみ改修される医療機関があるのですが、その場合、様式2の「員数（㎡）」は、トイレのみの面積を記載すればよろしいでしょうか。それとも、個室の面積を記載すればよろしいでしょうか。 様式3-16の「整備事業の概要」の合計欄に記載するのであれば、個室の面積になりますが、それはトイレのみの改修であっても、個室の面積を記載して良いのでしょうか。	トイレのみ整備であれば、個室の面積は記載不要です。 トイレの面積と実際に工事を行う補助対象面積を整備後（㎡）の上段に記載して、下段には整備後のトイレの面積を記載ください。
69	共通	内示前に医療機関が入札等で業者を選定しておくことは可能とのことですが、土木事務所等への建築確認や保健福祉事務所への開設許可事項変更許可申請も内示前に行っていないと考えるとよいでしょうか。	補助対象部分に係る契約の締結日が内示日以降であれば問題ありません。

※令和6年度事業実施時の国Q&Aを基に作成していますので、今後国の考えが追加で示された場合は変更の可能性がります。

No	分野	質問	回答
70	共通	<p>個人防護具保管庫の新設に当たり、利便性の向上のために、保管庫に追加扉を設置する計画書の提出がありました。</p> <p>個人防護具の保管や取り出し等の運用に当たり必要であることの説明があれば、補助対象になり得ると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>個人防護具を適切な環境下で保管し、また、有事の際に迅速に取り出すことを可能とするために必要不可欠と説明できるのであれば、補助対象となり得ると考えます。</p>
71	個人防護具保管庫	<p>計画書の様式3-16 病室の感染対策に係る整備以外（個人防護具保管庫の整備）の記載方法について。</p> <p>「2. 整備事業の概要」の整備面積の考え方について</p> <p>①「現在（㎡）」欄には、現在、個人防護具保管場所として使用している場所がある場合、その面積を記載すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、補助により整備する場所を考え、保管庫を新築する場合は「0㎡」、改修工事を行う場合はその部分の現在の面積を記載するのでしょうか。</p> <p>②「整備後（㎡）」の上段には工事面積、下段には保管庫の面積（現在の保管場所の面積＋整備により追加となった保管庫の面積）を記載すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>（例えば、現在3㎡の保管場所を持っている施設が、今回の補助で8㎡の保管庫を新築する。床面積8㎡の保管庫を設置には、10㎡の工事が必要になる場合、「現在（㎡）」欄には3㎡、「整備後（㎡）」の上段には10㎡・下段には11㎡を記載すると考えてよろしいでしょうか。）</p> <p>③また、「整備後（㎡）」の下段に保管庫の面積を記載する場合、保管庫外側の面積と内側の面積、どちらを記載するか決まりがあればご教示ください。</p>	<p>①既にある保管場所があればその面積を記載ください。</p> <p>新設する場合は空欄で構いません。</p> <p>②上段はご認識の通りです。（工事面積＝対象面積と考えます。）</p> <p>下段には上段の工事面積を含めた整備後の保管場所の面積を記載ください。</p> <p>（例えば、現在3㎡の保管場所を持っている施設が、今回の補助で8㎡の保管庫を新築する。床面積8㎡の保管庫を設置には、10㎡の工事が必要になる場合、「現在（㎡）」欄には3㎡、「整備後（㎡）」の上段には10㎡・下段には11㎡を記載すると考えてよろしいでしょうか。）</p> <p>→ご認識の通りです。</p> <p>③整備した保管庫内に防護服を保管する前提かと思しますので、保管庫内側の面積を記載ください。</p>